

令和8年度 伏木高等学校いじめ防止基本方針

富山県立伏木高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた（児童）生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた（児童）生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 集団の中で対人関係を築くことに苦手意識をもつ生徒がみられる。
- ・ ほとんどの生徒がスマートフォンを所持しており、相手の気持ちを考えない言葉をSNS上に書き込んだりする生徒がみられる。
- ・ 軽微な生徒間トラブルの場合は、各学年担当教員が協力して対応にあたっている。

2 課題

- ・ SNS上でのトラブルの把握が難しい。
- ・ 悪口などを言われて嫌な思いをしていることを親や教員に知られたくないと考える傾向も見られ、いじめの存在に気付きにくい。
- ・ 各学年間で、情報共有が遅れる場合があり、組織的な対応が必要である。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための対策組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

III いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための対策組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

○ 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学級担任や部活動指導者、PTA、心理・福祉の専門家（SC、SSW等）、職能団体（警察や弁護士等）の外部専門家 等

○ 役割

- ① 学校全体でいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ② 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ③ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修会）
- ④ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意識聴取
- ⑤ 迅速に調査を開始できるよう、職能団体等と連携できる体制の構築
- ⑥ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
- ⑦ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑧ いじめ及びいじめの疑いの事案への対応
- ⑨ 本校いじめ防止基本方針の点検・見直し

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識で、いじめの未然防止に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。
- ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスターを掲示すること、いじめ問題について考え、話し合うHR等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤ 道徳教育を始めとする教育活動全般を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑥ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。
※配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等
- ⑧ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

3 早期発見

教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり、軽視したりすることなく、直ちに全て対策組織に報告、相談する。加えて、集められた情報は個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が認知した情報と共有化を図る。

○ 具体的な対応策

- ① 朝のST（ショートタイム）時、生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
- ② 休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲には、十分配慮する。
- ③ クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。
- ④ 学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、些細なことでも学年主任や生徒指導主事に伝え、教職員間で情報を共有する。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。

- ⑤ アンケート調査（いじめ調査）や教育相談（個人面談）を定期的に行い、早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは全て、速やかに（当日中に）学年主任を通して生徒指導主事・管理職、そして、「学校のいじめの問題に取り組むための組織」に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
 ※アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた資料や報告書は5年間保存が望ましい。文部科学省：「不登校重大事態に係る調査の指針」より
- ⑥ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ通報・相談窓口」を周知する。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を行う。同時に「学校いじめ対策組織」を活用して、関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。

また、次に掲げる場合は、その事態（以下、「重大事態」という。）に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに当該重大事態に係る調査を行うものとする。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、生徒及び保護者からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たり、事実確認ができていない場合には、必要に応じて事実関係の確認を行う。（重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）

○ 具体的な対応策

- ① 被害生徒に対しては、心理・福祉の専門家（SC、SSW）とも協力しつつ、被害の拡大や問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- ② 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導、対応を行い、特別な配慮を必要とする場合には、心理・福祉の専門家（SC、SSW等）を活用して適切な支援を実施する。
- ③ 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を（正確かつ迅速に）行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ④ 保護者（特に加害児童生徒の保護者）への丁寧かつ迅速な情報共有を徹底し、保護者と協働で指導支援を行う。
- ⑤ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ⑥ 教育委員会及び警察署へ相談・通報する。（必要に応じ児童相談所等にも連絡）
（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対処しきれない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。
- ⑧ ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことで、拡散の防止に努める。

5 再発防止

同じ生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど、形態を変えていじめが継続することがあることに注意する。

○ 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒を育成する指導等の

- 充実に努める。
- ③ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
 - ④ 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
 - ⑤ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。
 - ※いじめが「解消している」状態の判断
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月が目安）止んでいること
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ⑥ 生徒の変化を定期的に確認・検証しながら継続して支援し、必要に応じて支援策を修正する。
 - ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」や「学校のいじめの問題に取り組むための組織」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒が認識できる取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

- 具体的な対応策
 - ① 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。(入学時や各年度の開始時にいじめ基本方針の内容を説明するとともに、学校HPで公表する)
 - ② 家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
 - ③ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
 - ④ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
(PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等)
 - ⑤ 保護者に対して、インターネット上のいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性についての理解を深める。

IV 年間計画

いじめ防止に向けた取組み						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4月	○ 基本方針策定			○ 基本方針共有		○ 基本方針説明
5月			○ (全員対象)			
6月		○ (全員対象)			○ スクールボイス	○ 公開・互見授業で
7月	○ 1学期の評価					○ 保護者会で連携
8月				○ 事例研究と情報		
9月			○ (全員対象)			
10月					○ スクールボイス	

11月		○ (全員対象)				○ 公開・互見授業で
12月	○ 2学期の評価					○ 保護者会で連携
1月			○ (全員対象)		○ スクールボイス	
2月		○ (全員対象)		○ 事例研究と情報		
3月	○ 学年末の評価					○ クラス編成会議
備考	・定例4回実施 ・緊急時には随時	・年度内3回実施 ・緊急時には随時	・年度内3回実施 ・緊急時には随時	・年度内3回実施	・年度内3回実施	・必要に応じて弁 護士による法教育

学校評価について

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。